

第1章 障害を理由とする差別の解消の推進

1. 障害者差別解消法の制定経緯

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置などを規定した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が、2006年12月の第61回国連総会において採択され、2008年5月に発効した。起草会合には障害者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」に表れているとおり、障害者団体が参画した。

我が国においては、「障害者権利条約」の起草段階から積極的に参加するとともに、2007年9月に署名して以来、締結に向けた国内法の整備及び国会承認を経て、2014年1月に批准書を国連に寄託した。2014年2月から「障害者権利条約」が我が国において効力を生じた。

「障害者権利条約」は、障害に基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めており、我が国においては、2011年の「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の改正時に、「障害者権利条約」の趣旨を同法の基本原則として取り込む形で、同法第4条に差別の禁止が規定された。

障害者団体等からの意見を踏まえつつ、この規定を具体化したものが「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）である。障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に資することを目的として、2013年6月に成立し、2016年4月から施行された。

2. 障害者差別解消法の概要

（1）対象となる障害者

「障害者差別解消法」において対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、対象となる障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は、精神障害に含まれる。

（2）対象となる事業者及び分野

「障害者差別解消法」では、行政機関等のほか、事業者も障害を理由とする差別を解消するための措置を行うこととされている。対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者（地方公共団体が経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含む）であり、個人事業者やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人なども、同種の行為を反復継続する意思をもって行っている場合は事業者として扱われる。

分野としては、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となるが、雇用分野についての差別を解消するための具体的な措置（「障害者差別解消法」第7条から第12条までに該当する部分）に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）の定めるところによるとされている。

（3）不当な差別的取扱いの禁止

「障害者差別解消法」では、障害を理由とする差別について、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の二つに分けて整理している。

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害する行為である。このような行為は、行政機関等であるか事業者であるかの別を問わず禁止される。

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

（4）合理的配慮の提供

障害者やその家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められる。

この典型的な例としては、車椅子を使う障害者が電車やバスなどに乗り降りするときに手助けをすることや、窓口で障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること、障害の特性に応じて休憩時間を調整することなどがあげられる。こうした配慮を行わないことによって、障害者の権利利益が侵害される場合には、障害を理由とする差別に当たる。

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況といった要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

なお、「障害者差別解消法」においては、合理的配慮の提供について、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされているが、後者の努力義務を義務へと改めること等を内容とする改正法が2021年6月に公布された。同改正法は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

（5）環境の整備

「障害者差別解消法」では、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環

境の整備として実施に努めることとしている（これには、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれる。）。

前述した合理的配慮は、こうした環境の整備を基礎として、個別の場面において、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

(6) 基本方針並びに対応要領及び対応指針

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害者政策委員会（「障害者基本法」第32条に基づき内閣府に置かれている機関。障害者や学識経験者などの委員により構成されている。）における検討やパブリックコメントなどを経て、2015年2月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定した。

この「基本方針」に即して、行政機関等は、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関し、その職員が適切に対応するために必要な「対応要領」を定めることとされている。地方公共団体については努力義務であるが、全ての都道府県及び指定都市においては既に策定されている。

また、事業者の事業を所管する各主務大臣は、「基本方針」に即して、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関し、事業者が適切に対応するために必要な事項（相談体制の整備、研修・啓発等）や、各事業分野における合理的配慮の具体例等を盛り込んだ「対応指針」を定めることとされている。

3. 障害者の差別解消に向けた取組等

障害を理由とする差別については、国民一人一人の障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられる。このため、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するためには、「障害者差別解消法」で求められる取組やその考え方が、幅広く社会に浸透することが重要である。政府においては、各般の取組により国民各層の関心と理解を深めるとともに、建設的対話による相互理解を通じた合理的配慮の提供等の促進を始め、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うこととしている。

(1) 周知・啓発

内閣府では、「障害者差別解消法」の周知・啓発のためにリーフレット『「合理的配慮」を知っていますか?』を作成し、内閣府ホームページへの掲載や毎年「障害者週間」（12月3日から9日）に開催する『「障害者週間」作品展』などで配布している。

【内閣府ホームページ：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html】

また、「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の提供や環境の整備に関する事例を関係省庁、地方公共団体、障害者団体などから収集し、障害種別や生活場面別に整理した上で、「合理的配慮の提供等事例集」として取りまとめ、内閣府ホームページで提供している。

【内閣府ホームページ：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>】

さらに、2021年度には、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けることなどを内容とする「障害者差別解消法」の改正法が公布されたことを踏まえ、障害者差別解消法のほか、合理的配慮の提供や環境の整備の障害種別事例などをわかりやすく紹介する「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」を設置した。

これらの活用を通じて、合理的配慮の提供を始めとする障害者差別の解消に向けた取組の裾野が更に広がるとともに、「障害者差別解消法」に対する国民の理解が一層深まることが期待される。

TOPICS

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト等の取組

国は、事業者などに対して障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るために必要な啓発活動を行っている。

2021年6月に、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けることなどを内容とする障害者差別解消法の改正法が公布された。その施行期日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

このことを踏まえ、内閣府は、企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が障害のある人に対して行うこととされる「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」など、障害者差別解消法により定められている事項について一層の広報啓発を推進することを目的として、「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）を2022年3月に公開した。

また、公開に合わせて「障害者差別解消法」で求められる取組などについて説明した理解促進のためのチラシを作成し、事業者等への配布を行うなど同改正法の施行に向けた取組を進めている。

○ポータルサイトの主な内容

- ① 共生社会の実現について
- ② 「障害者差別解消法」とは
- ③ 「不当な差別的取扱い」とは
- ④ 「合理的配慮の提供」とは
 - ・ 障害種別ごとの概要説明と事例紹介
 - ・ 障害種別ごとの「合理的配慮の提供」の事例動画
- ⑤ 「環境の整備」とは
 - ・ 障害種別ごとの概要説明と事例紹介

※詳細は、以下の各種方法によりご参照ください
[\(https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/\)](https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/)

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

検索



トップページ



障害種別ごとの概要説明

○障害種別ごとの「合理的配慮の提供」の事例動画

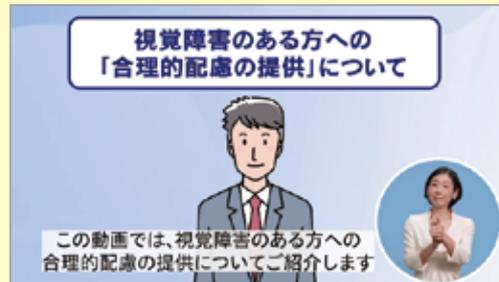
ポータルサイトでは、合理的配慮の提供について理解を深めていただくために、障害種別ごとの事例動画を提供している。各動画は、「合理的配慮の提供」に関する説明、障害特性の説明、事例紹介などから構成されている。

(各障害種別動画の構成)

- ・「合理的配慮の提供」に関する説明 ※全ての動画で共通
- ・障害特性の説明
- ・実写による2つの事例紹介
- ・まとめ ※全ての動画で共通



「合理的配慮の提供」に関する説明



障害種別の説明



実写による2つの事例紹介



まとめ

○理解促進のためのチラシ

障害のある人の差別解消に向けた理解促進のためのチラシを作成し、障害者差別解消法改正法の施行により合理的配慮の提供が義務化される事業者などを重点的に、インターネットを介して配布している。



(2) 障害者差別解消支援地域協議会の設置の促進

「障害者差別解消法」において、国及び地方公共団体の機関は、「障害者差別解消支援地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を組織することができることとされている。地域協議会を設置することで、その地域の関係機関による相談事例等に係る情報の共有・協議を通じ、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止などを行うネットワークが構築されるとともに、障害者や事業者からの相談等に対し、地域協議会の構成機関が連携して効果的な対応、紛争解決の後押しを行うことが可能となり、差別解消に関する地域の対応力の向上が図られる。

地域協議会は、都道府県及び指定都市においては全て設置されているが、一般市の設置率は約7割、町村の設置率は約5割であり、設置した市町村においても開催実績が乏しいところもある。こうした状況を踏まえ、各都道府県等で地域協議会の設置や活性化に向けた的確な助言等ができる人材育成等を図ることを目的とした「障害者差別解消支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会」を、2021年度は6ブロック（北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州・沖縄）で開催した。

■ 図表 1-1 地方公共団体における障害者差別解消支援地域協議会の設置状況

選 択 肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
	設置済み	1,053	59%	47	100%	20	100%	74	83%	484	69%	428
設置予定	89	5%	—	—	—	—	4	5%	28	4%	57	6%
設置しない	62	4%	—	—	—	—	2	2%	23	3%	37	4%
未定（策定するかしないか決まっていない）	584	33%	—	—	—	—	9	10%	171	24%	404	44%
計	1,788	100%	47	100%	20	100%	89	100%	706	100%	926	100%

資料：内閣府

注1：各数値は、2021年4月1日時点の値を示している。

注2：「中核市等」とは、中核市、特別区及び県庁所在地（指定都市を除く。）を示している。

注3：「一般市」とは、指定都市及び中核市等のいずれにも該当しない市を示している。

注4：割合の値は、小数点以下を四捨五入している。

注5：地域協議会を正式に設置していない場合でも、地域協議会の事務に相当する事務を行う組織、会議体、ネットワーク等の枠組みが別途存在しており、かつ、過去に当該枠組みで地域協議会の事務に相当する事務を行った実績がある場合は、「設置済み」と整理している。

注6：複数の地方公共団体が共同で地域協議会を設置している場合は「設置済み」と整理している。

(3) 主務大臣等による行政措置

事業者における障害を理由とする差別の解消に向けた取組は、主務大臣の定める対応指針を踏まえ、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。

しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されないような場合、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、主務大臣又は地方公共団体の長等は、事業者に対し、行政措置を講ずることができることとされている（2021年度、主務大臣等による助言、指導及び勧告の行政措置の実績はなし）。

4. 障害者差別解消法の施行後3年の見直し検討を踏まえた法改正と施行に向けた動き

「障害者差別解消法」附則第7条においては、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」と規定されている。

2019年4月に施行から3年を経過することを踏まえて、内閣府の障害者政策委員会において、2019年2月から11回にわたり見直しの検討が行われ、2020年6月に意見書が取りまとめられた。

意見書では、事業者による合理的配慮の提供について、建設的対話の促進や事例の共有、相談体制の充実等を図りつつ、事業者を含めた社会全体の取組を進めていくとともに障害者権利条約との一層の整合性の確保等を図る観点から、更に関係各方面の意見等を踏まえ、その義務化を検討すべきとされた。これに基づき、内閣府において2020年10月に事業者団体及び障害者団体へのヒアリングを実施した。

意見書やヒアリングの結果を踏まえ、政府は、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする同法の改正法が2021年6月に公布された。その施行期日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。(改正法の概要については図表1-4)

同改正法の施行に向けては、障害者政策委員会において、政府全体の方針となる基本方針の改定に係る審議が行われている。また、内閣府において、2021年度に地域の実情その他の実態等を踏まえつつ、今後の効果的な相談体制の整備、事例収集・共有の在り方等についての基本的な考え方を検討・提示するための調査研究を実施した。

■ 図表1-2 「障害者差別解消法」に関する経緯

「障害者差別解消法」に関する経緯	
2006 (平成18) 年12月	第61回国連総会において条約を採択
2007 (平成19) 年 9月	日本による条約への署名
2008 (平成20) 年 5月	条約が発効
2011 (平成23) 年 7月	障害者基本法改正法の成立 (一部を除き公布日施行)
2013 (平成25) 年 6月	障害者差別解消法の成立
	9月 第3次障害者基本計画の策定
2014 (平成26) 年 1月	条約の批准書を寄託
	2月 条約が我が国について発効
2015 (平成27) 年 2月	障害者差別解消推進基本方針の策定
2016 (平成28) 年 4月	障害者差別解消法の施行
	6月 第1回政府報告提出
2018 (平成30) 年 3月	第4次障害者基本計画の策定
2019 (平成31) 年 2月	障害者差別解消法の見直しの検討開始
2020 (令和2) 年 6月	障害者政策委員会において障害者差別解消法見直しに関する意見書取りまとめ
2021 (令和3) 年 5月	障害者差別解消法改正法の成立

資料：内閣府